

介護予防・日常生活支援総合事業が始まっています

介護保険制度の改正により、これまで要支援認定を受けた人が利用していたサービスの一部（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）と、体操教室など介護予防のための事業が再編され、総合事業として実施されるようになりました。

この総合事業では、地域の誰もが参加できる体操グループなど、地域のみなさんによる介護予防活動や生活支援の自主的な地域づくりの取組みを応援します。

平成 29 年 3 月まで		平成 30 年 3 月まで、移行期間	現 在
介護予防給付 (要支援 1、2)	通所リハビリ 福祉用具等	変更なし →	介護予防給付（要支援 1、2） ・通所リハビリ・福祉用具等
	訪問介護 通所介護		介護予防・日常生活支援総合事業 【A】介護予防・生活支援サービス事業 ・訪問型サービス ・通所型サービス 【B】一般介護予防事業
介護予防事業		変更あり →	

※すでに要支援認定を受けている人は、新たな手続きは不要です。

こんな人を支援します！

●要介護状態にならないように介護予防がしたい ●居宅で自立した日常生活を送り続けたい

【A】介護予防・生活支援サービス事業

これまで要支援の認定を受けていた人が利用していた「訪問介護」と「通所介護」と同様のサービスのほか、ボランティアやNPOなどの多様な担い手による支援を行います。

◆対象者

- ・要支援 1、2 の認定を受けている人
- ・生活機能が低下していると判断された人

◆事業内容

- ・訪問型サービス
→自宅に訪問し、生活支援や介護を行います。
- ・通所型サービス
→通いの場で、体操や趣味活動、入浴や食事の提供などのサービスを行います。
- ・介護予防ケアマネジメント
→介護予防のための計画を作成します。

【B】一般介護予防事業

高齢者が生きがいや役割を持って過ごすことができるよう、市民が主体となる通いの場を充実させ、人や地域のつながりを通じた介護予防の取組を行います。

◆対象者

- ・65 歳以上の人
- ・高齢者支援のための活動に関わる人

◆事業内容

介護予防教室や、地域の通いの場への運動指導員の派遣、ボランティアの育成などを行います。



日常生活で困ったことがあるときは、介護福祉課またはお住まいの小中学校区の地域包括支援センターにご相談ください。



■介護福祉課(ウェルス幸手内) ☎(42) 8444・FAX(43) 5600

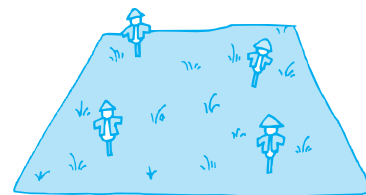
■幸手東地域包括支援センター(ウェルス幸手内) ☎(53) 6151・FAX(53) 6160
(権現堂川・吉田・八代・さかえ・さくら小学校区の人)

■幸手西地域包括支援センター(旧香日向小学校内) ☎(40) 3443・FAX(44) 0870
(幸手・行幸・長倉・上高野小学校区の人)

幸手市農地利用最適化推進委員を募集します

問合せ
農業委員会事務局
☎(43)1111 内線 536

農業委員会では、農業委員会等に関する法律第17条の規定により、農地利用最適化推進委員を委嘱するにあたり、つぎのとおり地域ごとに候補者の推薦を求めるとともに農地利用最適化推進委員になろうとする人を募集します。



○募集人数 6人

No	区域名	地 区 名	定数
1	幸 手	内国府間・中川崎・下川崎・幸手（東町・安面・吉羽前・関場・三ツ家・浪寄・長倉・堀合）	1人
2	行 幸	千塚・円藤内・松石・高須賀・外国府間	1人
3	上高野	上高野	1人
4	権現堂	権現堂・上吉羽・神明内・木立・幸手（下谷・前）	1人
5	吉 田	惣新田・細野・下宇和田・上宇和田・下吉羽・西関宿・花島・中島・槇野地	1人
6	八 代	戸島・戸島一丁目・戸島二丁目・吉野・吉野一丁目・天神島・天神島一丁目・平須賀・平須賀一丁目・平須賀二丁目・神扇・平野・中野・長間	1人
合 計			6人

○任 期 委嘱日～2021年8月6日

○報 酬 月額26,100円

○内 容 各担当区域における遊休農地の発生防止・解消の推進、担い手への農地集積の推進および新規就農の支援活動など

○資 格 農地等の利用最適化の推進に熱意と識見を有する者

○募集期間 平成30年6月11日(月)～平成30年7月10日(火)

○申 込 み 所定の書類に必要事項を記入・押印の上、農業委員会事務局に郵送または直接持参
(〒340-0192 幸手市東4-6-8 幸手市役所農業委員会事務局宛)

※書類は市役所第二庁舎1階農業委員会事務局窓口で配付、または市ホームページからダウンロードができます。(https://www.city.satte.lg.jp/)

歯科訪問診療（往診）を行っています

幸手市歯科医師会では、通院困難な状態にある人などへの訪問診療を実施しています。また、歯科医師の紹介や、歯や口の中のことでお悩みの人への「相談窓口の設置」をしていますので、ご利用ください。

【相談窓口】

○岩上歯科医院 ☎(43)3839

○健康増進課 ☎(42)8421

※詳細は、歯科医師会ホームページ
(http://www.satte-dental.jp/)
を参照してください。

幸手市歯科医師会 会員【50音順】※下記の歯科医院に直接申し込むこともできます。

新井 歯 科 医 院 ☎(48)2613	苦 瀬 歯 科 医 院 ☎(43)6116	高 柳 歯 科 医 院 ☎(42)0270
出 井 歯 科 医 院 ☎(42)0902	グリーン歯科医院 ☎(44)1750	玉 木 歯 科 医 院 ☎(42)8885
岩 上 歯 科 医 院 ☎(43)3839	小 林 歯 科 医 院 ☎(42)8181	戸 川 歯 科 医 院 ☎(42)7452
梅 本 歯 科 医 院 ☎(43)6200	駒 橋 歯 科 医 院 ☎(42)0271	永 井 歯 科 医 院 ☎(43)5171
遠 藤 歯 科 医 院 ☎(43)5288	小 森 谷 歯 科 医 院 ☎(43)0888	那 須 歯 科 医 院 ☎(43)4570
大 宮 歯 科 医 院 ☎(43)0485	昆 歯 科 医 院 ☎(42)7480	堀 中 歯 科 医 院 ☎(44)0916
柿 沼 歯 科 医 院 ☎(42)0579	佐伯歯科クリニック ☎(44)1818	みつば歯科エムズタウン幸手 ☎(40)3283
	さくら矯正歯科 ☎(43)1553	宮 田 歯 科 医 院 ☎(43)6333